

第4回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成19年6月29日（金）14：00～17：00

II. 場 所：発明会館 会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委 員：阿部、石崎、大谷、加藤、川原、小泉、小林、藪田（代理）、宮崎

K H K：鈴木、長榮、小山田、鳥越

IV. 配付資料

資料4-1 第3回移動容器規格委員会議事録（案）

資料4-2 移動容器規格委員会委員名簿

資料4-3 平成19年度に検討を行う基準について

資料4-4 FRP複合容器再検査基準(KHKS016)の廃止について

資料4-5 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準 改正案

資料4-6 アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準 改正案

資料4-7-1 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準の制定について

資料4-7-2 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準（案）

資料4-8-1 高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正について

資料4-8-2 高圧ガスタンクローリ再検査基準 改正案

資料4-9 米国DOT規則における基準体系の抜本的改正の動向について

V. 議事概要

1. 定足数の報告並びに委員変更及び代理出席の紹介

事務局から本日の出席委員は代理出席者を含め11名であり、規格委員会規程に定める定足数を満足していることの報告があった。また、今回の委員会から昭和電工(株)片村委員が小林委員に、(社)日本アルミニウム協会井波委員が佐々木委員にそれぞれ変更となること及び(株)ハマイ小泉委員の代理として大東バルブ製作所(株)佐藤殿が、日本アルミニウム協会佐々木委員の代理として藪田委員がそれぞれ出席されることを報告した。

2. 前回議事の確認

事務局が、資料4-1に基づき「第3回移動容器規格委員会議事録（案）」について説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施した。出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 平成19年度に検討を行う基準について

事務局が、資料4-3に基づき平成19年度本委員会において検討を行う技術基準について説明を行った。意見等無し。

4. FRP複合容器再検査基準(KHKS016)の廃止について

(1) 事務局が、資料4-4に基づきFRP複合容器再検査基準の廃止の決議に対する異議申し立て及び当該異議申し立てに係る決議方法について説明を行った。今回の異議申し立てに係る決議方法を書面投票とすることについて採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

(2) 同基準の廃止に係る異議申し立ての内容及び対応案について異議申し立て者から説明があった。審議事項等は以下のとおり。

① 本基準を廃止する方法以外に方法はないか。

→KHKの技術基準策定方針には、制定・改正された基準は、定期的に見直すことが規定されており、本基準をこのまま放置しておくことは出来ない。本基準は現行法令に不整合の部分があり、改正により特認容器における再検査の基準から外れることとなるため改正することも不可能。よって、特認容器が本基準を使うことが出来るようにするためには廃止の方法しかない。

② 本基準は廃止後も閲覧できるのか。また、購入は可能か。

→閲覧は協会図書室で可能。現行のように製本された状態での購入は出来ないがコピーでの購入は可能である。

③ 現行基準を廃止し、新たにFRP容器の再検査基準を制定することは出来ないのか。

→基準策定のシステム上、新たな基準を制定することは可能。事務局は、現行法令において再検査基準は規定されておりこれを遵守することで十分と考えている。よって現時点では制定は不要と考える。

④ 現基準は、特認容器対応のための基準であるため廃止することとし、廃止にあたっては、特認容器にはなお使えることを決議内容に付記することをもって異議申し立てに係る決議案とすることとなった。

(3) (2)に係る決議は、(1)のとおり書面投票で実施することとしたが、その期間について採決を実施したところ、出席委員の過半数(6名)以上の賛成(満場一致)により可決された。

5. 空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正について

(1) 事務局が、資料4-5及び4-6に基づき空気呼吸器用継目なし容器再検査基準及びアルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準の改正について説明を行った。審議の結果以下の点について修正を加えることとなった。

① 内部検査においてデプスゲージ等の測定器具を使用することとなっているが、内部検査に測定器具を使用することは不可能である。

→事務局の作成誤りであるため、削除することとした。

② p 13に誤植が見られる。

→訂正する。

③ 目的は削除するのか。

→目的は序文として残す。

(2) (1)により修正を行った改正案について書面投票を行うこと及び当該書面投票の実施期間について採決を実施したところ、出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. 液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準（案）について

(1) 事務局が、資料4-7-1及び4-7-2に基づき液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準の制定主旨及び基準（案）について説明を行った。主な審議事項等は以下のとおり。

① 安全弁ナットに溝を切ることとしているが、LP用のバルブは溝を切っているものは左ねじであるとの解釈が一般的である。一般用バルブとLP用バルブの再検査を行う検査所において混同することにならないか。

→溝の他に刻印もあるため問題ないを考える。

② 容器は耐圧試験前に耐圧試験圧力の90%以上の圧力を加えてはならない規定があるが、本安全弁を設置することにより容器内圧が一時的に耐圧試験圧力の90%を超えることとなるが問題ないか。

→耐圧試験圧力の90%以上の圧力を加えていけない規定は、耐圧試験において試験直前に圧力を加えることにより膨張量が正確に測定できない場合の規定である。このため当該規定に抵触することはないと考える。

③ 本日提案した基準案に序文を加え、書面投票の基準（案）とすることとなった。

7. 高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正について

事務局が、資料4-8-1及び4-8-2に基づき高圧ガスタンクローリ再検査基準の改正主旨及び改正案について説明を行った。説明に対し、「溶接容器の検査方法として図3中に容器を車台から取り外すことが規定されているが、本文に規定又は解説に示せないか。」との意見がなされ、事務局が「分科会においても議論したが必ずしも外して検査を実施していない場合もありこのような規定とした。」と回答した後、本件については、再度分科会において検討することとなった。

8. 次回委員会について

次回委員会は、平成19年10月2日（火）14時から開催予定とした。